

東近江行政組合議会定例会の回数に関する条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第3号

改正 昭和53年3月10日 条例第1号
平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による定例会の回数は年3回とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。